

滋賀県社会福祉審議会
第3回ユニバーサルデザイン推進検討
第1専門分科会概要

- 1 開催日時 令和2年10月14日(水)午後14時00分~16時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 会議室3、4
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)10名
伊崎葉子、尾上浩二、尾畑聡英、崎山美智子、谷口郁美、田野節子、藤崎育代、増田圭亮
美濃部裕道、山根寿美子
- 4 欠席委員(敬称略)
なし
- 5 傍聴委員(敬称略)1名
第2専門分科会委員 三星昭宏
- 6 事務局
健康福祉政策課:奥田課長、浅岡課長補佐、富田副主幹、畑主任主事、西村主事
- 7 進行
(1) ユニバーサルデザイン行動指針改定骨子素案について
(2) ユニバーサルデザインに行動指針改定にあたっての論点
- 8 概要

(司会)

皆様、大変お忙しいところ社会福祉審議会ユニバーサルデザイン推進検討第1専門分科会にご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたのでただいまから開催をさせていただきますと思います。

本日司会を務めさせていただきます健康福祉政策課の浅岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは開会にあたりまして健康福祉政策課長の奥田よりご挨拶を申し上げます。

(健康福祉政策課長)

健康福祉政策課長の奥田でございます。本日第3回ということで第1専門分科会を開催させていただきましたところ皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき大変ありがとうございます。また今年度に入りましてから一同に会して実施させていただくのは今回が初めてでございます。

また平素は本県の健康福祉行政に対しましてご理解とご協力をいただいておりますことについても厚くお礼を申し上げます。この第1専門分科会ですがユニバーサルデザインの理解促進、主にソフト面での検討をしていただく分科会となっております。

第1回を2月に、第2回を9月に開催をさせていただきます。現状と課題あるいは目指すべき方

向性について皆様方から様々な視点から大変多くのご意見をちょうだいしたところでございます。

本日はそうしたご意見も踏まえさせていただきましてユニバーサルデザイン行動指針改定版の骨子素案を事務局として一定整理をさせていただきました。新しい行動指針が誰もが住みたくなる滋賀の実現につながるものとなりますよう委員の皆様方には限られた時間ではございますが、本日も忌憚のないご意見をちょうだいできればと思っております。簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

この会議の開催にあたりまして、発言の前には挙手をしていただきマイクがお手元に来てからお名前を名乗っていただきましてできるだけいねいに、ゆっくりと発言をしていただきますようご協力よろしくお願いいたします。

まず、出席状況ということで傍聴者とそれから記者の方の出席はございません。滋賀県の事務局は健康福祉政策課長の奥田と私と健康福祉政策課職員が4名、その他に庁内の関係所属から本日は国際課、人権施策推進課、スポーツ課、国スポ・障スポ大会課、障害福祉政策課、子ども・青少年局、と特別支援教育課、人権教育課、生涯学習課それぞれの担当の方々にご出席いただいております。

(司会)

私の方から委員の皆様を紹介させていただきます。

<委員紹介>

(司会)

本日の専門分科会には委員全員のご出席を賜っておりますこと、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。次に、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

(司会)

それではさっそく議事に入らせていただきたいと思います。進行につきましては会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(専門分科会長)

ご紹介いただきました。よろしくお願いいたします。前は両方ズームでの参加となっており、申し訳ありませんでした。本日は対面ということで皆さんとこのような会議ができることをうれしく思っております。この間コロナの影響があり、まだまだ収束しているわけではなく、現在進行形ではありますけれ

ども、コロナの影響で本当に皆さん大変な思いをしてきたと思うのですがだからこそ、誰も排除したり、排除されることのない、インクルーシブな社会づくりということの大切さを改めて感じている次第です。その中で今回のユニバーサルデザイン指針の改定というものがすごく重要な意味を持っていると思いました。いよいよ今回改定の骨子素案が資料として出されていますので忌憚のない議論、活発なご意見をいただきたいと思います。

それでは、1点情報共有させていただきたいと思います。参考資料2をご覧ください。特にこちらの分科会では学びの場というのが子どもの時から一緒に学ぶということの重要性が議論されてきたと思いますが、それとの関係でインクルーシブ教育関連について、特別支援教育課からご説明いただきます。

(特別支援教育課)

失礼いたします。滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課でございます。今、会長様よりご案内のありました参考資料2のご準備よろしいでしょうか。では本県の特別支援教育に係る取組の説明をさせていただきます。本県では平成31年3月に滋賀の教育大綱、第3期滋賀県教育振興基本計画を策定し、子ども一人一人の個性を大切に、生きる力をはぐくむことを一つの柱とし、平成28年3月に策定しました滋賀の目指す特別支援教育ビジョン実施プランに基づき、障害のある子どもとない子ども、ともに学ぶインクルーシブシステムの構築に向けて具体的な取り組みを進めているところでございます。

では、資料によりまして当課が具体的な方策について説明をさせていただきます。中央にあります縦向きの矢印、切れ目のない指導支援の上に書いております横の双方向の矢印、学びの連続性と対応して事業を展開することを示しています。目的に示しましたように障害のある子どもとない子どもが安心して地域でともに学び、ともに生きていくための力をつけることを目指したインクルーシブ教育システムの構築を進めてまいります。

資料中央に縦向きの矢印で示しましたように就学前の幼稚園・保育所から高等学校段階まで切れ目のない指導支援を行うことを目指し、義務教育段階における地域での学びの場の充実や高等学校における特別な支援を要する生徒への指導力の向上と支援の充実に努めてまいります。そして、高等学校段階の障害のある子どもたちが自信を持ち、自らの力を発揮して、社会参加することを目指した社会的・職業的自立に向けた職業教育の充実を目指した取り組みも進めてまいります。

本日は資料右側の星マークをつけております事業の概要を説明させていただきます。まず、義務教育段階における地域での学びの場の充実に関わって、市町教育委員会との連携により進めてまいります地域で学ぶ支援体制強化事業では障害のある子どもとない子どもが地域で生きる力を養うための取組を進め、地域で学ぶ体制づくりの強化を目指し、事業を進めてまいります。

①地域で学ぶ支援体制強化事業補助金では、市町が配置する合理的配慮コーディネーターと看護師の配置に要する経費補助を行っております。その他に②県と市町との共同研究の実施、③適切な就学相談の実施に向けた取り組みと就学相談関係者研修会を実施しております。二つ目の星に示しております学びにくさのある子どもへの指導充実事業、ここでは発達障害を的確に理解し、

その特性に応じた指導を実施することで学びにくさや読み解く力の向上につまずきのある児童・生徒に対する有効な支援を図りたいと考えております。

そこで①発達障害支援アドバイザーの派遣を行い、発達障害指導のモデル拠点の市町教育委員会と連携をし、学習上のつまずきの発見から支援方法を検討し、研究モデル校の小中学校における授業研究会等を通じ、効果的な指導に向けて助言を行います。その中で学びにくさのある児童・生徒への効果的な指導実践事例を蓄積し、県内への普及を考えております。次に読み解く力向上研修会といった実践的な研修会にも参画し、特別教育の視点から助言を行うことで教員の発達障害に対する理解やその特性に応じた指導を推進したいと考えております。

次に高等学校における特別な支援を要する生徒への指導力向上と支援の充実を目指して取り組んでおります高等学校特別支援教育推進事業について説明をいたします。①では障害のある生徒が安心・安定した学校生活を送れるよう生活介助や学習支援を行う特別支援教育支援員を配置しております。②での特別支援教育巡回指導員等の派遣では特別支援教育の経験豊富な指導員が継続的に高等学校を巡回しまして個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成ならびに活用や校内支援体制の充実について、具体的な助言・指導を行っております。説明は以上でございます。

(専門分科会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

インクルーシブ教育については、障害者差別のない共生社会づくり条例の中でも年齢に応じ、年齢と個性に応じた教育を大事にして、その人の年齢相応の教育を大事にしていこうということを条例で定められたと思っている。その点についてはとても大事なことだと思う。ただ、今の実態として、義務教育段階における地域での学びの場の充実の下の部分の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合滋賀県では 1.02%は全国平均 0.77 から比べると大体 20~25%多いのが現状で、これを見るとともに学ぶというよりも分離教育が実業だと思う。その実情と目的と乖離とをどのようにとらえているか聞かせていただきたいです。

(特別支援教育課)

その点につきましては経年変化、毎年県では国のパーセンテージ、県のパーセンテージを比較しまして、その違いをしっかりと見ています。今記載しているパーセンテージはそういう形なのですが、ここ数年ですと全国の割合は令和元年は 0.77%とありますが、過去の数字を見てみると国の伸び率のほうが上がっていった。滋賀県の特別支援学校に就学される割合というのは年によって少しの違いはありますが、だいたい 1%くらいで落ち着いてきているかなと思います。義務教育段階の小中学校の中に設置されています特別支援学級に在籍する子どもたちの割合が国よりも滋賀県のほうが伸び率が急激に上がっております。滋賀県で特別な支援を必要とする児童・生徒という子

ども全体の数が増えている。そして、特別支援学級を選択される子どもや通常の学級における発達障害のあるまたは可能性のある子どもの割合は滋賀県は非常に多い。ということは丁寧に見ていこうという先生方の見立てや保護者との合意形成をしっかりとうえて学びの場の選択をされているというようにとらえております。

(委員)

県の認識はわかった。ただ、ともに学ぶという大きな理念の中で国の伸び率があがっているから県としてはともに学ぶ目的で進んでいるという論理は違うような気がする。それよりいかにともに学ぶ環境である、特性に応じた教育を受けられるのはいいのですが、それが特別支援学校とか、特別支援学級への吸い上げ機能として使われることはやめてほしいです。自分の経験でも特別支援学校に行っていたのですが、高等部にあがるにつれて、軽度障害の方が多くなって、重度の方と軽度の方が二極化している状況が果たしてともに学ぶ教育と言えるかと思った。これを機にユニバーサルデザイン行動指針としてもともに学ぶ教育の在り方の重要性を位置づけていただきたいと思いません。

(専門分科会長)

他にご意見などございますか。

(委員)

この資料でご説明いただいたのは特別支援を要する子どもへの関わりとか取組だったと思います。それから教育の専門性の向上についても関わる先生方の向上という点ではこのように強化をされてきている。でも目標に書いてあるとともに生きていくことを思うと、特別支援を要さない子どもたちそれから特別支援を要する子どもに関わらない主に先生方がどういうふう現場で学び、どうかかわりをもっているのか、地域の学校に在籍する特別支援を要する子どもの割合が多いということは大事なことで、発達障害の子どもの割合が多い、大事なこと。だからこそ地域の学校で困難もあるだろうし、困難を乗り越えるために工夫していることがあると思う。ぜひそのような取り組みを紹介いただけたらと感じた。

(特別支援教育課)

今ご質問いただいたのは障害のない子どもが障害のある子どもとどのような取組みをしているのかということ通常学級の先生方が障害のある子どもへの関わり、一緒にどのようにともに学び、ともに生きていくためどのような形でということについてですが、通常学級では交流及び共同学習という障害のある子どもたちと一緒に学ぶとか体験をするという取り組みも進めております。本日は詳しい資料を持ってきてはいないので、そのような取り組みをしているということをご紹介させていただきたいと思えます。

(委員)

簡単なことではないと思いますのでそれぞれ現場で子どもならではの分からないことからくる発言や態度があり、先生方もそれに対してどう対応していいのかが、大変困難を抱えてらっしゃると思う。今回の指針にも関わっているのでは是非ご紹介いただきたい。

(委員)

特別支援学校での取り組みだと思いますが、高校でもたくさん人員が配置されているとことでもと見通しが明るい。いろんな人に関わってくださる仕組みになっていくのだと感じました。この高校の生徒支援スタッフの配置や地域の合理的配慮コーディネーターと言われる方々は色んな横のつながり、生徒とのつながる、先生同士のつながりとかをつないでいくパイプ役を務められると思うが、この役割を担っていただくのは教員と兼務なのか専任でいるのか。

(特別支援教育課)

小中学校で市町が配置している合理的配慮コーディネーターは教員免許を持っている方を雇用されており、そこに対して県の補助をしている。専門性を持った教員が、横のつながりのパイプ役を務めていただいております。

高校の支援員は免許を持っておらず、先生方の指示を受けて子どものサポートにあたっていただくという形での横のつながりを持っていただいております。

(専門分科会長)

一つ情報提供として、教員の資質や専門性に関わるコメントがあったが、9月に中間とりまとめがまとまっております文部科学省の「新しい時代における特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の中で、すべての教師、特別支援学校に関わらずすべての教師には、障害のある人や子どもとの触れ合いを通して、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものと、いわゆる社会モデルの視点を踏まえて社会的障壁による学習上または生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度が求められる。

またこうした経験や態度を多様な教育的ニーズのこどもがいることを前提とした学級経営、授業づくりに生かしていくことが必要であるということで、すべての教職員に社会モデルをしっかり理解をして、その社会モデル理解の上で支援を本人と一緒に考えていく、あるいは全体の学級経営に生かしていくのだという、まだ最終ではないが中間とりまとめとして書かれていますのでぜひ滋賀県が率先してユニバーサルデザイン指針での議論、つまり社会モデルをもっと広めていきたいと思います。これが底流にあるので、学校教育の場で先生自らが社会モデルを一番理解していただいているという状態まで資質や専門性ということを向上するような取り組みをお願いしたい。

教育の分野についてはこれまでの分科会の議論のテーマにもなっておりますので、ぜひこれからも意見交換を続けていながらインクルーシブ進めていただければと思います。

それでは次の議題に移ります。続きまして、ユニバーサルデザイン行動指針改定骨子素案と論点について事務局の説明をお願いします。

<資料1、2、3の説明>

(専門分科会長)

引き続き、参考資料1 アメリカにおける障害者政策の概要について説明いたします。前回の第2専門分科会の方でアメリカでのリハビリテーション法が大いに参考になるのではないかとということ提起があって、情報共有させていただきます。

もともとアメリカでは職業リハビリテーション法という、名前からすると日本でいう雇用促進法のようなイメージがあるが、そうではなくて1973年に大幅な改正があっていわば障害者の権利法、差別撤廃法のような内容になっている。とりわけ504条項と508条項は指針改定の参考になる。

504条項というのはリハビリテーション法の中で連邦政府機関が実施するプログラム、あるいは連邦資金援助を受けたプログラム、連邦での雇用、連邦が契約したものについて障害に基づく排除、差別を禁止するものである。連邦政府や連邦政府の請負業者、財政支援を受けた団体に対して障害に基づく差別を違法とし、雇用において差別をしないことを求めている。こういった規定によって連邦政府はもとより連邦政府から資金をうけているところは結構多い。日本でいえば公共発注などもその中にある。公共交通機関や大学や病院など多くの機関で障害者差別が禁止となっている。

あと508条項はその情報バリア版ととらえてもらっていい。公的機関が使用するICT、情報コミュニケーション技術のこと、ハードもソフトもあるいはwebも含める、その開発や維持、調達条件を定めたもので、連邦政府州政府の行政機関をはじめ、政府から資金援助を受けているすべての教育や研究機関にも適用されている。あらゆる部署に多くの障害者を雇用し、昇進において不利益がないように配慮をするもので例えば滋賀県がコンピューターを新しく購入するなら100台すべて障害者が使えるアクセシブルなものでなければならない。1998年に改定されて義務付けになった。アクセシブルでない機器やweb購入した担当者は提訴されるということで、事実上強制法なのでアメリカの情報機器の産業はユニバーサルデザイン以外の製品は作らないというルールが確立した。これが国連障害者権利条約やあるいはヨーロッパの均等指令という、差別をなくすという指令にこういうことが書かれており、先進国はこれがスタンダードになっていることを考えていただいて、例えば、iphoneは視覚障害者にとっては音声で読み上げてくれる機能が最初からある。追加でソフトをインストールする必要がない。アクセシビリティボイスオーバーという機能がある。なぞosの中に組み込まれているかということというのが背景にある。

もう1点、1978年にはこういった差別禁止やあるいは情報アクセシビリティを義務付けるだけでなく、それを評価する仕組みができた。全米障害者評議会というのが作られてそこで評価、提言する役割を負っている。全米障害者評議会には多数の障害者が占める、過半数が当事者でないといけない。さらに連邦レベル、州レベル、地方公共団体レベルで同様な組織が作られているという

ことになる。こういった取り組みなどもぜひ参考に。

加えて、アメリカは連邦政府から助成を受けたところに対してというのがリハビリテーション法でしたが、これをもとにさらに民間事業者にも差別禁止を義務付けたのが 1990 年の ADA ということになる。ADA のひな型はリハビリテーション法 504 条項であり、508 条項であるということ、そして全米障害者評議会はすごく大きな影響があって、そこが提案したから ADA ができたということを紹介しておきたい。

(委員)

アメリカの体制を理解するうえでもう一つ、1970年前後、公共空間の法律が二つできた。一つは連邦道路法、これはアメリカの連邦道路すべてに関して、一切の差別をしてはならないという条項が入っている。同じ時期に UMTA という都市大量輸送法というもので、鉄道を使うのに一切の差別をしてはならない。ところがこの二つの法律は民間を全くカバーしていない。最終的に民間含めてあらゆる生活の場でという集大成がリハビリテーション法と ADA となります。

日本にはそれがないのでやりにくさを感じる。日本における公共空間は規制的法律を避けております。規制もあるにはあるが、既存のものには適用されていない。新規もしくは増改築の際に適用される。ヨーロッパの流れから行くと、慣習法的、1900 年初頭くらいから、特に北欧ではバリアフリーについては流れがある。

(専門分科会長)

ご質問、ご意見のある方は意思表示をお願いします。

(委員)

資料 1 の 10 ページにある SDGs に関して、個人的に3番の「すべての人に健康と福祉を」と16番「平和と公正をすべての人に」をいれてほしいと思う。どちらも障害の社会モデルの啓発にあったほうが分かりやすいと思うのでご検討をお願いします。

(事務局)

ぜひ取り込んでまいりたい。

(委員)

まず心のバリアフリーの定義の確認をしたい。これまでの議論で障害の社会モデル、当事者参画の考え方を心のバリアフリーの意味として取り入れてほしい。そこにプラスしてインクルーシブという考え方もしていただきたい。この3つにおいて、心のバリアフリーだという認識にすべきだということこれまでの議論の過程だったと思う。6 ページの見直しの方向性について、(3) 3行目に心のバリアフリーとあるが、その前に支え合う心のバリアフリーと付け加えがあって、先ほど3つの意味を前提と行けば、支え合う社会モデルと当事者参画とインクルーシブだったら、少しい意味合いがおかしくなる

のではないか。

それからこの計画の中身は全体的には今までの論点が盛り込まれていると思う。具体的には社会モデルと当事者参画結構盛り込まれているが、インクルーシブについて、ともに学ぶという視点だけだったが、ともに活動する、ともに働くとかそういうともに学ぶ、働くというインクルーシブ的な考え方がもう少し入れていただけたらということが意見です。

(事務局)

心のバリアフリーの定義は色々な資料に目を通してているが腑に落ちる表現がなかなか見当たらない。小学生高学年以上に分かりやすいものにしていかなければならないとは思っております。ご意見の3点を盛り込んで心のバリアフリーが県民に皆様にすぐわかっていただけるように丁寧な説明をやっていきたい。皆様からもどういう表現なら分かりやすいかご提案いただけるとありがたい。

社会モデル、当事者参画の記載の一方、インクルーシブの視点が足りないごもっともで、十分書ききれていないという認識は持っております。これにつきましては充実をしているように関係各課とも調整を進めていきたいと思っております。

(委員)

医学モデルのような記載も散見されるのでその精査も含めてお願いしたい。

(専門分科会長)

これは国の2020ガイドラインから引用してきた部分もあると思うが、骨子素案として(3)、(4)と別れているから分かりにくくなっている印象があって、こういった心のバリアフリーといった状態を作るために障害の社会モデルの理解促進や社会的障壁の除去を進めていく、心のバリアフリーが社会全体にいきわたるためには何をすべきなのかという(3)と(4)が別項目になっている部分。そのうえで簡潔な表現であればいいと思います。差し当たって(3)と(4)が別々の概念であるかの様な形は、2020に比べると分かりにくくなっている。

(委員)

アメリカの参考資料を読んでいて、見直しの方向性の中に、どこがどのように実践していくのかという記述がないなということで、具体的に書いてはいるとは思いますが、アメリカのように、県から仕事をもらっているところは対象であるとか、教育機関は対象であるといったように具体的なことが書かれていると対象は自分たちだという、自分ごとにおとしこめるのではないかと思った。具体的に示すことが大事であると感じた。

(事務局)

骨子素案を作るにあたって、どういう役割を果たすかという部分は第4章に落としこめればと思っている。県として果たすべきもの、市町や県民として果たしていただきたいものを整理できればと思

っております。

(委員)

バリアフリーについて、私は遊びに行ったりするときに標識は読めるけれど、行くまでにたどり着けるかどうか分からない時がある。その時に掲示板に絵が描いてあったり、分かりやすい表示があったりすると便利で分かりやすいと思う。それがあれば小学生やお年寄りでも分かりやすくいけるのではないかと思う。

(専門分科会長)

せっかくのバリアフリーのものがどこにあるか分からないと使えない。事務局何かございますか。

(事務局)

まちづくり全体に関わることかと思う。例えば、多言語表示、子どもにも分かりやすい言葉での表示など。取組の方向性や具体的取組の中でユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくところで記述してまいりたい。

(委員)

今、実際に2025年に向けて県の施設をたくさん作られている。この骨子案ができてからこれを活かしますとなると入札や設計が終わっている段階で、さきほど完成後もという話もあったが法が変わってもなかなか完成後には変わらないと思います。

6ページの7や8ページの3、12ページの記載に関連するけれども2025年の国スポの時に滋賀県はこれだけ考えて施設整備をしましたということを出せる場でもあると思う。実際に県立体育館や陸上競技場など入札も終わり設計も終わっているかと思うが、現在施設のバリアフリー調査をされていると思うが、ちょっとしたトイレや出入り口の部分にちょっとでも設計を変更ができ、活かされるよう見直していただきたい。実際に出来上がってからとなるとお金もかかりますし、法としては変わっていても改築時でも良いとなれば、なかなか予算がつかないこともありますし、実際は難しいと思う。そうであれば今、チャンスなので前倒してはでないが、そういうことを県全体で考えていただければ住みよいまちになるかと思う。

(事務局)

資料1の12ページ、現行施設の設計段階からという記述ですでに整備などにあたって、ご指摘の内容が書かれている。この観点で取り組んでいただいているとは思いますが、施設改修にあたっては整備基準にあたっていただくものかと思う。

ただ、ユニバーサルデザイン行動指針改定に際し、施設が具体的にどのように当事者参画をしてきたのかと問われるのは出てくるかと思しますので関係課に確認しながらしっかりこたえられるようにしていかないといけないと思う。

(専門分科会長)

本日出席されている関係課でコメントがありましたらお願いします。

(国スポ・障スポ大会課)

競技会場調査については前回会議の参考資料で配布しておりましたが、今年度競技会場バリアフリー実地調査をさせていただきます。障害のある方の所属する団体様にもご協力いただきまして調査をさせていただく予定をしております。調査を、2025年にどのような会場配置にするか、スロープ、案内表示、トイレ等設置していきますが、当事者の方のご意見を聞いて必要な場所に案内やトイレ等を設置していきたいと考えております。たくさんお越しいただく障害のある方に快適に過ごしていただけるような大会にしていきたいと考えております。当事者の方のご意見を聞き、準備を進めてまいります。

(事務局)

補足いたします。13ページにだれもが使いやすい製品の提供という項目で、イベントや大会等でのユニバーサルデザインの推進という記載にもありますとおり、国スポ・障スポ大会の運営であったり、植樹祭などが今後開催されますが、そこにあって当事者の方が移動しやすい経路の確保であったり、分かりやすい表示であったり、そういった観点で計画を練っていくとともに、そこに障害者当事者の方にご参画をいただきながらチェックする取り組みが必要であると思っております。関係所属としっかり調整してイベント運営等進めていければと考えております。

(委員)

イベントや大会では仮設で賄う部分も出てくるかと思いき、県でも縦割りをなくそうということが進めておられるかと思いき、やはり県だけではなく、市町とのつながりも入るので、なかなか整備がうまくいかないこともあるかと思いき。

新県立体育館でも建設・管理される業者が進める部分、県が進める部分とですり合わせが難しい部分があると思う。でも全体を見ての整備と、できるならちょっとしたことであっても改善できる部分は改善していただけるよう意識して考えていただければと思う。

(事務局)

いただいたご意見は共有しても参りたい。

(専門分科会長)

シンボリックなイベントにもなりますので、県でも風通しよく、県と市町と、障害者と、よくしていただければと思う。

(委員)

骨子素案のことで申し上げたいことの1点目、ユニバーサルデザインって言われても一般の方々にはイメージが分からないところで7原則書いていただいていますので具体的なところで分かりやすくして良いと思いました。また、11ページにあるみんなで取り組むユニバーサルデザイン。この中で外見からだけでは分からない障害への配慮促進とあるが、骨子案ですのでこれから具体的な文章は出てくるかと思いますが、確かに発達障害や知的障害である人は見た目ですべて全然分からない。でもこういう障害があるかという他の人が分かるような、ヘルプマークであったり、そういったほかの人が見て、なにかあるのかというところがどれだけ浸透していくかが一番の問題かなと思う。

また、発達障害の方、教育の部分では、高等部までしか書いていないが、決して知的には遅れていない方々が多いです。大学まで行ってしまう。大学を卒業してから就労の方で苦労されている方々が多い。やはり、企業の方々にも発達障害がどういう障害があるとユニバーサルデザインの啓発活動をしていかない限り、企業の方でも就労に向けての対策していかなければいけない。学びの場から就労への関連、つなぎをユニバーサルデザインでちからをいれてほしい。

(事務局)

発達障害の、当事者団体のご意見をいただきながら指針に入れていくか考える。委員の皆様をお願いなのですが、行動指針の中にどういう人かの対象を明示していないが、他府県の指針でも明示していないが、子育て中、発達、LGBT などどこかで対象者が誰であるか明示はしたほうがいいのか。

(専門分科会長)

具体的にユニバーサルデザインの事例として挙げていくのはどうか。対象規定ではなく、対象はすべての人なのだから、すべての人の中にはいろんな特性があり、社会的障壁の中でいろんな困りごとがある。その困りごとに対してどういう風に解決していくのかという組み合わせの事例を示す。

(委員)

高齢者であったり、車いす利用者であったり、子育て中のお母さんがいて赤ん坊が泣くと周囲から迫害を受けるような印象を受けることがある。

心のバリアフリーというのはすべての方にお互いを思いやりしていかないといけないと漠然としたことだと思うが、札幌市の知的障害者向けの心のバリアフリーパンフレット作っている。小学生でもわかりやすい。こういうのをできれば障害分野、高齢分野など縦割り超えて連携して、協議会のようなものを県でつくっていくのが一番いい。現実的には、ユニバーサルデザインを主には障害分野から発信ということになると思うが、ゆくゆくは横断してみんなで意見を出し合って作っていかないと障害分野だけで作ってしまうと、障害者の問題だけ、そのために特別に覚えるのかということをつかせると浸透しないと思うのですべての方が当事者ですという意識を持つことが大事だと思う。

(委員)

すべての人が安心して利用できる優しい道づくりの推進と入れてもらえたらいいかなと思う。県道と市道冬になるとすごいはっきり分かる。県道はすぐ除雪してくれるが、市道は雪がどっとある。雪かきができていない中、時間かかる。その辺、滋賀県という地域でやさしくしてもらえたらうれしい。7原則4分かりやすさについて、必要な情報が簡単にわかることについて、最近、ボランティア活動の中で高齢者が増えてきて、給付金の手続きなどできていない人がいる。どこから情報を得ていいかわからない。それだけじゃなくて困っていることの情報がデジタル化されてきて使用できない人もたくさんいる。もう少し何かいい方法があればと思う。

(委員)

この会議に参加して、ユニバーサルデザインとバリアフリーとが分からない。その中で提案して、ヘルプマークの浸透が一番全国で浸透すればいい。この会議が自分だけのものではなくて、すべての人たちがよくなるようにと考えて進められていくのが素晴らしいと思う。私は会議に参加させていただいて、どのようなことがユニバーサルデザインにつながっていくか、どう評価するか発表の場があったらいいと思いました。

(事務局)

積雪による県道・市道の問題について、県内どこの地域でも起こっていること。道路管理者として、県民が移動しやすい環境づくりは心掛けたい。いただいた意見は関係機関に共有していきたい。ヘルプマークの浸透は県としても認知度挙げていけない課題として認識しているので引き続きやっていきたい。ユニバーサルデザインが十分に浸透しなかったのは、分かりやすく伝えていけないといけない、自分のこととして発信していけないといけない。好事例の発表の場は県として確保していきたい。

(専門分科会長)

14ページに記載されている県の役割の中に、ユニバーサルデザインを県が率先垂範すると書いてはどうか。公共発注でユニバーサルデザイン指針に基づいてなど、実効性と県の役割が紐づけられるような言葉を入れていただけないかな。

(委員)

ここにいる人は障害の社会モデルという意味は分かっている。一般の人に社会モデルを理解してもらうのはすごく大変な労力がある。私たちから発信するけれども、行政や教育などいろんな人から社会モデルを浸透していこうという思いがないことにはわかっただけでない。この場にいる人はわかっても、知らない人はたくさんいるのでそこを進めていただきたい。

(専門分科会長)

社会モデルは滋賀県民の常識となるように。

(事務局)

共生社会づくり条例とユニバーサルデザイン行動指針が一緒になって、障害の社会モデル、当事者参画を進めていければと思う。県の職員が社会モデル理解を進めること大事。職員向けの取組も併せて進めていきたい。

(委員)

淡海バリアフリー指針ではなくて、ユニバーサルデザイン指針の趣旨がきちんと分かるように。役所が作ると難しい。うえから目線。論文よりかたい。まんがを取り入れたり。簡単なことは。知的障害の中学生、高校生が分かるように。工夫しましょう。

ユニバーサルデザインの対象は障害者だけではないという観点。障害者中心にはなってくるが、今の社会で取り残されている若者がたくさんいる。そういうことはどこかに書いていかないと、ユニバーサルデザインの対象は障害者を中心としてたくさんいるんだということ、さらに健常者もわかるような書き方を入れたいです。特に非正規が増える中で、生活上相当な困難を抱えている。そんな中でメンタルに厳しい。そういう方々を入れる。だれも取り残さない。どこかにそれを入れていきたい。

それと滋賀らしさ、淡海らしさを。ユニバーサルデザインの7原則はアメリカで作ったもの。滋賀で作るとすれば、バリアフリーだけじゃなくて、環境に力を入れるなど指針に加えて、7原則+αをいくつか、環境入るとか。

最初から、計画から始まって、できてからの維持管理、当事者も入っていく。今からでもやりませんか。担当者のところがけてやる部分と、それ以外。仕組みやルールにしないと。オーソリティをもった委員会、検討会を作っていないとなかなか進まない。仕組みにしていきたいです。

(専門分科会長)

この第1分科会と第2分科会は共通したテーマがいくつもあるのでまた今日の議論は第2分科会でも受け止めていただきたい。本日は熱心にご議論いただきありがとうございました。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえて、次回はさらに中身を充実したものにしていきたいと思っております。本日はありがとうございました。

(了)